

令和7年第12回茅野市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月23日(火) 午後2時30分~午後4時00分

2. 開催場所 茅野市役所 議会棟 大会議室

3. 出席委員 27名

農業委員 (18名)

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
18	会長	篠原 清文	8	委員	小池 壽美
17	会長代理	小林 優一	9	委員	長田 佐吉
1	委員	小池 正雄	10	委員	両角 誠
2	委員	原 正臣	11	委員	立木 三彦
3	委員	伊藤 弘通	12	委員	堀内 康久
4	委員	加賀美 積	13	委員	宮澤 あゆみ
5	委員	伊藤 和浩	14	委員	渡辺 ちあき
6	委員	伊東 隼介	15	委員	前田 ちひろ
7	委員	樋口 一義	16	委員	小松 誠

農地利用最適化推進委員 (9名)

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
19	委員	小海 長雄	24	委員	柳平 寿一
20	委員	竹内 信	25	委員	伊東 賢一
21	委員	原 克人	26	委員	両角 柳也
22	委員	伊藤 昇	27	委員	宮坂 直治
23	委員	伊藤 一人			

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

第1 農業委員会会長招集あいさつ

第2 主要会務報告について

第3 議事録署名委員の選任(1番:小池 正雄、2番:原 正臣)

第4 総会の公開について

第5 審議

議案第53号 農地法第3条の規定に依る許可申請について(11件)

議案第54号 農地法第4条の規定に依る許可申請について(2件)

議案第 55 号 農地法第5条の規定に依る許可申請について(10 件)

議案第 56 号 農用地利用集積等促進計画(一括方式)の決定について
(16 件)

議案第 57 号 農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の決定につ
いて(2 件)

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 宮下 淳一

事務局次長 五味 義人

主 査 和氣 高史

7. 会議の概要

会長代理	<p>皆さんお疲れ様です。ただいまより第 12 回茅野市農業委員会総会を開催いたします。ご審議のほどよろしく願ひいたします。</p> <p>それでは、総会の開催に先立ちまして、成立宣言をいたします。全員出席ということで、総会が成立することを宣言いたします。よろしく願ひいたします。</p> <p>それでは次第に従いまして進行していきます。農業委員会会長招集あいさつということで、篠原会長願ひいたします。</p>
1. 農業委員会会長招集あいさつ	
会長	<p>皆さんこんにちは。今日もお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>年末になりますが、皆さん各自の仕事をしっかり納めていただいて新年を迎える準備ができていることと思います。</p> <p>本年最後の農業委員会総会になります。結構議題がたくさんありますけれども、最後までよろしく願ひいたします。</p>
会長代理	<p>続きまして主要会務報告についてということで、引き続き、篠原会長願ひいたします。</p>
2. 主要会務報告について	
会長	(主要会務の報告)
3. 議事録署名委員の選任	
会長代理	<p>続きまして、議事録署名委員の選任について、私の方から指名させていただきます。</p> <p>1 番の小池委員、2 番の原委員のお2人をお願いいたします。</p>
4. 総会の公開について	
会長	<p>本日の審議事項は、事前にお知らせしております通り、農地法による許可申請は、第 3 条 11 件、第4条が 2 件、第 5 条 10 件となっております。ま</p>

	<p>た、農用地利用集積等促進計画関係が 18 件となっています。</p> <p>審議内容につきましては個人的な情報も含まれていますが、法律に基づき会議を公開として進めてまいります。よろしくお願いたします。</p> <p>(傍聴者なし)</p>
5. 審議	
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>日程第 5 の議案第 53 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
次長	【申請番号 1 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
3 番委員	<p>12 月 16 日に宮川地区委員 4 名で現地調査を行いました。案内図は 3-1 をご覧ください。譲渡人および受渡人の申請事由等は、事務局の説明のとおりです。書類審査及び現地確認の結果、この所有権移転は問題ないと見てまいりましたので、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問等なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決をいたします。</p> <p>承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p> <p>賛成多数により、申請番号 1 は原案通り決定いたします。</p>
議長	続きまして申請番号 2 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 2 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
22 番委員	<p>12 月 16 日に委員 2 名にて現地確認を行いました。書類審査、現地確認の結果、この申請は、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見がある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問等なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決をいたします。</p> <p>承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p> <p>賛成多数により、申請番号 2 は原案通り決定いたします。</p>
議長	続きまして申請番号 3 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 3 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。

22 番委員	12月16日に委員2名にて現地確認を行いました。現地確認、営農計画書等、詳細に、計画されており、この申請は問題ないと判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いたします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見がある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号3は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号4について説明をお願いします。
次長	【申請番号4について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
10 番委員	12月16日豊平地区委員3名で現地調査を行いました。書類審査及び現地調査の結果、この申請は問題ないと見てまいりましたので、よろしくご審議をお願いします。
議長	続きまして湖東地区の報告をお願いします。
5 番委員	12月19日に湖東地区役員3名にて現地確認いたしました。今、説明があった通りですが、法人ということで農機具もしっかり揃っていると申請書に書いてあります。田んぼには水稻を、畑にはそばを作付けする予定となっております。現地を確認しましたが、特に問題は見られませんでしたので、ご審議よろしく願いたします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見がある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号4は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号5について説明をお願いします。
次長	【申請番号5について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
21 番委員	12月15日に玉川地区委員3名で申請地の現地調査を行いました。書類審査及び現地確認の結果、問題なしと見てまいりましたので、ご審議のほどよろしく願申し上げます。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見がある方は挙手をお願いします。

	(質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 5 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 6 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 6 について議案書をもとに朗読】
議長	担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。
17 番委員	12 月 15 日に、玉川地区委員 3 名で現地確認を行いました。申請地は案内図 3-6 をご覧ください。渡人は遠方に居住で耕作できず管理も困難なため、売却処分を希望しています。受人は近隣にて営農活動をしており、以前より当該地を借受け水稻の耕作を行っております。農業経営規模の拡大のため、また渡人の強い要望もあり、申し出を受け入れることにしました。現地を確認いたしました。この申請には問題はないと判断いたしましたので、ご審議をよろしくお願ひいたします。
議長	それでは質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さん、および事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決いたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 6 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 7 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 7 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
25 番委員	12 月 20 日、泉野地区委員で現地調査を行いました。書類審査及び現地確認の結果、この申請は問題ないと見てまいりましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見がある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 7 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 8 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 8 について議案書をもとに朗読】

議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
16番委員	12月21日、委員2名で現地を確認してまいりました。申請地は案内図3-8をご覧くださいと思います。書類審査及び現地確認の結果、この申請は問題ないと見てまいりました。よろしくお願いいたします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見がある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号8は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号9について説明をお願いします。
次長	【申請番号9について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
27番委員	12月21日、金沢委員2名で現地調査を行いました。現地調査、書類審査の結果において問題ありませんでした。よろしくご審議をお願いいたします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見がある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号9は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号10について説明をお願いします。
次長	【申請番号10について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
6番委員	11月18日、玉川地区委員3名にて現地調査を行いました。書類審査及び現地確認において問題ないと判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
15番委員	12月16日に北山地区委員4名で現地確認をしてまいりました。書類審査と現地確認の結果、問題はないと見てまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見がある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。

	承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 10 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 11 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 11 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
14 番委員	12 月 16 日に北山委員 4 名にて現地確認を行いました。事務局の説明のとおりで、特に問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見がある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 11 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして議案第 54 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
次長	【申請番号 1 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
21 番委員	12 月 15 日、玉川地区委員 3 名により現地調査を行いました。書類審査及び現地確認の結果、問題ないと見てまいりましたので、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見がある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 1 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 2 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 2 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
15 番委員	12 月 16 日に北山地区委員 4 名で現地確認をしてまいりました。こちらの申請地と隣接する宅地である、平成 12 年に転用の申請がされている土地を使って新築をするということです。書類審査と現地確認の結果、問題はないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事

	<p>務局からの説明につきまして、質問や意見がある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 2 は原案通り決定いたします。</p>
議長	<p>続きまして議案第 55 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
次長	<p>【申請番号 1 について議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。</p>
1 番委員	<p>12 月 16 日、宮川地区 4 名の委員で現地を確認いたしました。申請地は案内図 5-1 をご覧ください。今事務局から説明のあったとおりでございます。この件に関して、顛末書も出ておりますし、地区担当 4 名の委員で現地確認のうえ、経緯に関して検証させていただきました。転用はやむを得ないと見てまいりました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さん、および事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決いたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 1 は原案の通り決定いたします。</p>
議長	<p>続きまして申請番号 2 について説明をお願いします。</p>
次長	<p>【申請番号 2 について議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>担当地区委員から現地調査の報告をお願いします。</p>
19 番委員	<p>12 月 16 日、宮川地区委員 4 名で現地調査を行いました。案内図は 5-2 をご覧ください。場所は国道 20 号バイパスの西茅野交差点近くの土地になります。近年の住宅ニーズにより、大変人気のある地域であります。書類審査及び現地確認の結果、この申請は問題ないと見てまいりました。ご審議をよろしく願います。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さん、および事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決いたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 2 は原案の通り決定いたします。</p>

議長	続きますして申請番号 3 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 3 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
2 番委員	12 月 16 日、宮川地区委員 4 名で現地を確認しました。申請地は、お手元の案内図 5-3 をご覧ください。書類審査及び現地確認の結果、この申請は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。
議長	ないようですので採決いたします。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 3 は原案の通り決定いたします。
議長	続きますして申請番号 4 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 4 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
9 番委員	12 月 16 日、地区委員 2 名にて現地確認を行いました。周辺農地にも事前説明がされており、この申請には問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。
議長	ないようですので採決いたします。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 4 は原案の通り決定いたします。
議長	続きますして申請番号 5 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 5 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
7 番委員	12 月 16 日、地区委員 2 名にて現地確認を行いました。書類審査及び現地確認の結果、この申請は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。
議長	ないようですので採決いたします。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 5 は原案の通り決定いたします。
議長	続きますして申請番号 6 について説明をお願いします。

次長	【申請番号 6 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
10 番委員	12 月 16 日に豊平地区委員 3 名で現地調査を行いました。書類審査及び現地確認の結果、この申請は問題ないと判断しましたので、ご審議をお願いいたします。
議長	ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。
議長	ないようですので採決いたします。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 6 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 7 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 7 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
10 番委員	12 月 16 日に豊平地区委員 3 名で現地調査を行いました。書類審査及び現地確認の結果、この申請は問題ないと判断しましたので、ご審議をお願いいたします。
議長	ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明について質問や意見のある方は挙手をお願いします。
議長	ないようですので採決いたします。 承認される方は挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により申請番号 7 は原案の通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 8 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 8 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
17 番委員	12 月 15 日、玉川地区委員 3 名で現地を確認いたしました。内容については今事務局から説明があったとおりです。周辺農地への影響もなく、被害防除措置についても指摘や問題はなく、この申請は問題ないと見てまいりました。ご審議をお願いいたします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見がある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 8 は原案通り決定いたします。

議長	続きまして申請番号 9 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 9 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
17 番委員	先ほどの案件と渡人と受人が同じということで、この申請地においても何の問題もないと判断をいたしました。ご審議をお願いいたします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見がある方は挙手をお願いします。 (質問等なし)
議長	ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号 9 は原案通り決定いたします。
議長	続きまして申請番号 10 について説明をお願いします。
次長	【申請番号 10 について議案書をもとに朗読】
議長	それでは地区担当委員からの調査結果の報告をお願いします。
20 番委員	12 月 19 日、湖東地区委員 3 名で現地確認をしまいいりました。今説明があった通り、地図にある 4 か所の農地の間の、農地ではない土地もすべてソーラーパネルを建設予定です。隣接農地とは河川等があり離れているので、周辺の農地には影響がないと考えられます。この申請は問題ないと判断しておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員さんおよび事務局からの説明につきまして、質問や意見がある方は挙手をお願いします。
1 番委員	事務局からの説明によりますと、今回、農地が 2 つの島で申請が出ていて、その間の所も全部太陽光発電になるということですが、今回申請を出している業者と同一事業者ということですか。
事務局	そうです。当初の計画では、農地の間のところで計画がされていたということですが、周辺に事業説明を進めるうえで、今回申請地となった農地も、所有者の要望があり、計画が大きくなったということです。
1 番委員	太陽光発電の場合、賃貸住宅にも多いですが、投資物件を作って売るといのが多くありますが、これもそうなのか、それとも本気でここで自分でやっていくのか。そういうことに関しては計画には入っているんでしょうか。
事務局	今回の太陽光発電所については投資物件ということになります。売却先はもう見つかっているということで話が進んでいるので、この太陽光発電事業の資金計画についても、売却先の会社から資金が出ているということです。申請者である会社が、一度所有権を受けてすぐ新しい会社に売却する予定とのこと。申請者とは別の会社がこちらを所有して運営するという事なので、地元では実際に管理していく業者が説明会を行ったと環境課から報

	告を受けています。
1 番委員	ありがとうございます。ちなみに、売電価格についてはどうなっていますか。FIT とか FIP とかを使っていくのか。
事務局	売却をするということなんですけど、売却した後は製造業との取引ということで、そこは申請書には書かれてはおりません、
1 番委員	わかりました。大規模に発電所を所有して、大手企業或いはフリーエネルギーを使う企業と直結する形で販売していくということで、あまり FIT とか FIP とかそういうことは関わりないということですね。心配していたのは、FIT とか FIP とかを考えていたら、採算が合わなくなって倒れてしまった場合、これだけの土地、せっかくの農地がおかしいことになってしまったらたいへんと思ったんですけれども、新たな枠組みでこれを経営していくということですね。ただし、投資物件ということですよ。その他にも我々の農業委員会で、転用で数反歩の土地の申請が通ったところで、大手の住宅資本などが購入した場合、そこへすごく大きな団地をつくって、それを転売してしまうことが茅野市内でも見られます。転売されたところでしっかり管理運営されていけばいいですが、いろいろな形態がありますので、我々は、農地が転用された上でもしっかりと利用されていく、そのあたりまで目配りした上での許認可が必要だと思います。ありがとうございました。
14 番委員	法律上まったく問題ないということなんですけれども、太陽光パネルに関して、エネルギーに関しては、縮小していくという方向で今動いていると思いますが、実際にパネルの処理方法にしても、まだ未確定なところもありますし、処分のための資金がないと認可されないということもあったと思いますが、それもなし崩しになっているような状況で、パネルに関しても、埋め立てて処分をしているということも起こっているようですので、そこに関してはやはりチェックをしていかなければと思います。
事務局	富士見の案件で大きな埋め立ての処分があったというのは、最近ちょっと紙面を賑わしたんですけれども、やはりあれだけ大きなものになってくると、第三者第四者と出てきて、私は関係ありませんとか、そういうふうになってしまうとやっぱりいけないので、責任の所在はどこにあるかチェックは大事ですし、政権が変わるとまた風向きが変わるように、法整備に関してもまた変わってくると思います。
15 番委員	現地確認をしてくださった方にお聞きしたいのですが、渡人のうちお一人の方の農地 2 筆について、耕作をされていた跡はありましたか。この方は今回北山の方で新しく農地を取得される方で、よくお名前をお見掛けしますが、経営拡大ということで農地を取得してその後耕作されているのかいつも心配しています。その辺いかがでしょうか。
20 番委員	この方が所有している 2 筆の塊は、まったく耕地していなくて、結構草が

	<p>伸びて管理していない状態でした。反対側の、他の方が所有する2筆はトラクターなどで耕地して管理している状態でした。</p>
15 番委員	<p>ありがとうございます。農地として取得した土地をその後きちんと耕作しているのか、厳しくチェックしていただいたほうがいいのかと思います。農地として取得して、数年後にこんなふうに転用して売っているという現状があると思いますので、農地を守る立場としてはチェックしていきたいと思いました。</p>
議長	<p>その他、はいどうぞ。</p>
23 番委員	<p>この農地法の5条申請がここで出てきていますが、これだけ大規模だと環境審議会にも当然かかると思うんですが、その関係はどうなっていますか。</p>
事務局	<p>環境審議会の案件になります。農地転用は、最終的に県で審査します。県での開発行為、都計法になるんですけども、都計法と農地法の申請については、並行して行いますが、環境審議会については市の条例が根拠になっておりまして、法律と市の条例が並行して進んでいけば適切なんだろうけれども、それが法律で並行して進めなくてはならないという縛りがきかないので、農地転用の窓口でも法律で並行して進めなくてもいいと言われるということもよくあるんですね。関係ないでしょうと。ただ市としては、これは並行して進めてほしいという願いはしているということです。ですので、環境課と農業委員会事務局の私の方で、同じような内容で審査が進んでいて、何か変更や修正があれば共有するような仕組みで進めてまいります。</p>
議長	<p>よろしいですか。 その他に質問ある方いらっしゃいますか。 ないようですので採決をいたします。 承認される方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数により、申請番号10は原案通り決定いたします。</p>
議長	<p>次に、議案第56号「農用地利用集積等促進計画(一括方式)について」について説明をお願いします。</p>
次長	<p>今月、全部で16件申請が出ておりますが、その中で今回ご説明させていただくのが、申請番号1から5番までの新規と耕作者変更の申請についてまでご説明させていただきました。申請番号6番から16番までは、これまでの所有者さんと耕作者さんが同じ組み合わせでの更新という形になるので、説明は割愛させていただきます。 【申請番号1から5まで議案書をもとに説明】</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見等ありましたら挙手をお願いします。 (意見等なし)</p>

議長	<p>ないようですので採決いたします。</p> <p>承認される方は挙手願います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数により、原案の通り決定いたします。</p>
議長	<p>次に、議案第 57 号「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)について」について説明をお願いします。</p>
次長	<p>【申請番号 1、2 について議案書をもとに説明】</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見等ありましたら挙手をお願いします。</p> <p>(意見等なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決をいたします。</p> <p>承認される方は挙手願います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数により、原案の通り決定いたします。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議事項は終了いたしました。それでは以上をもちまして、茅野市農業委員会第 12 回総会を閉会いたします。</p>

令和 7 年 12 月 23 日

議長

委員

委員